

大阪府地域防災計画の修正概要

■ 大阪府地域防災計画の修正について

- 東日本大震災等を教訓として、大阪府では、防災対策の総点検を実施し、あらゆる規模の自然災害を前提とした防災対策を進めるという基本的考え方に基づき、津波避難対策をはじめとしたソフト対策を中心に着手できるものから速やかに対応してきました。
- さらに、平成 23 年 12 月 27 日、国において防災基本計画が修正され、東日本大震災を踏まえた自然災害対策の基本的考え方が示されました。この修正を受け、府において、すぐに対応できるものは、速やかに大阪府の防災対策に反映させ、取組みに着手します。
- 以上の点について、現時点で反映可能なものを中心に、今回、大阪府地域防災計画の修正を行い、府内市町村、防災関係機関にもお示ししながら、一体的な防災対策をすすめます。
- なお、大阪府では、国等から示される新たな知見に基づいて、津波シミュレーション・被害想定を平成 24 年度に実施する予定です。その結果に基づく防災対策の見直し内容等の反映を含め、大阪府地域防災計画は来年度（平成 24 年度）以降も継続的に修正を行います。

■ 大阪府地域防災計画修正のポイント

1. 自然災害対策の基本的考え方の見直し

- 災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備える。
- 自然災害対策としては、防御施設等の整備によるハード対策で人命・財産を守ることに加えて、ハード対策の水準を上回るような最大クラスの自然現象にあっては、住民の生命を守ることを最優先として、避難対策や住民への啓発等のソフト対策とハード対策を組み合わせた多重防御で対応。

→ 総則 2 防災の基本方針 (P4)

2. 様々な自然災害のリスク開示と人命を守ることを最優先にした防災対策

- 「人命を守る」ことを最優先に、“逃げる、凌ぐ、防ぐ”を組み合わせた総合的な減災対策を行う。
- 地震、津波や大雨洪水、土砂災害など様々な自然災害のリスクを府民に示し、共有する。

→ 総則 2 防災の基本方針 (P4)

→ 災害予防対策 Ⅲ-3 津波災害予防対策の推進 (P95~P100)

→ 災害予防対策 Ⅲ-4 水害予防対策の推進 (P101~105)

→ 災害予防対策 Ⅲ-5 土砂災害予防対策の推進 (P106~108)

- 市町村長が行う避難勧告等の判断基準を見直すとともに、新たに低い場所から高い場所への垂直避難や一時避難等の避難行動を取入れる。

→ [災害応急対策 IV-1 避難誘導 \(P189\)](#)

- 同報系無線や広報車に加え、おおさか防災ネットや緊急速報メール等、多様な情報提供ルートを確認し、府民に緊急避難情報を伝達。

※ “防ぐ” に関し、防潮堤等によるハード対策は、国の知見を踏まえた津波被害想定を踏まえ、施設の整備水準を設定した上で、対策を検討。次年度以降の地域防災計画修正に反映。

→ [災害予防対策 I-2 情報収集伝達体制の整備 \(P37\)](#)

[災害予防対策 III-3 \(新\) 津波災害予防対策の推進 \(P95~P100\)](#)

→ [災害応急対策 IV-1 避難誘導 \(P189\)](#)

3. 東日本大震災クラスの津波を前提とした津波災害対策の実施

- 「津波災害予防対策」を [災害予防対策] の 1 節として新たに追加。

→ [災害予防対策 III-3 \(新\) 津波災害予防対策の推進 \(P95~P100\)](#)

- GPS 波浪計等を活用した確実な津波情報の収集と防災対策への活用。

→ [災害予防対策 I-2 情報収集伝達体制の整備 \(P39\)](#)

- あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その結果に基づく対策を推進。
 - ・ 「発生頻度の高い津波」、「起こりうる可能性のある最大規模の津波」ごとに想定を実施し、ハード・ソフトを組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりを推進
 - ・ 東日本大震災クラスの津波が襲来することを想定し、当面、津波高をこれまでの被害想定定の 2 倍に仮定した場合の浸水想定に基づき、沿岸市町と津波避難ビルの確保をはじめとした津波避難対策を実施（今後、津波防災地域づくり法に基づき、市町村で津波避難計画を作成）

→ [災害予防対策 I-6 避難収容体制の整備 \(P50・51\)](#)

→ [災害予防対策 III-3 \(新\) 津波災害予防対策の推進 \(P95~P100\)](#)

4. 防災拠点機能の確保・充実

- 防災拠点の定義として、災害対策上の「司令塔機能」「現地司令塔機能」「物資等の備蓄・集積及び輸送基地」「消防・警察・自衛隊等の応援部隊の集結地」「医療救護を行う災害拠点病院」であることを明確化。大阪府では府庁新別館北館 2 階に防災センターを整備するとともに、バックアップの選定確保を実施。

→ [災害予防対策 I-1 総合的防災体制の整備 \(P30~33\)](#)

5. 無線設備・非常用電源の耐水化、防災行政無線の 2 ルート化

- 防災拠点の無線設備や非常用電源設備について、耐震性のある堅固な場所であるだけでなく、津波や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図るとともに、防災行政無線の 2

ルート化を進める。

→ [災害予防対策 I-2 情報収集伝達体制の整備 \(P36・37\)](#)

6. 行政機能にダメージを受けた市町村支援

- 災害対策を円滑に行うとともに、災害時でも停止することが許されない住民サービスを維持継続するため、市町村 BCP の策定と運用を促進。

→ [災害予防対策 I-1 総合的防災体制の整備 \(P35\)](#)

→ [災害予防対策 III-2 地震予防対策の推進 \(P93・94\)](#)

- 大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難になることを視野に入れて、必要な体制整備を実施。府は、被災市町村の初動時の災害応急対策の実施を支援するため、府職員を派遣する体制を整備。

→ [災害予防対策 I-1 総合的防災体制の整備 \(P34\)](#)

7. 関西広域連合 広域防災計画との整合・広域防災体制の構築

- 関西広域連合を災害対策上の防災関係機関に位置づける。

→ [総則 3 防災関係機関の基本的責務と業務大綱 \(P5・P11\)](#)

- 関西広域連合等による広域応援・受援の具体的手順を定めるとともに、九州地方知事会など、他ブロックとの相互応援体制を整備。また、近畿府県合同による広域的な防災訓練等を実施。

→ [災害予防対策 I-1 総合的防災体制の整備 \(P32\)](#)

→ [災害応急対策 I-3 広域応援等の要請・受入れ \(P128\)](#)

- 関西広域連合が実施する専門研修等を活用した防災担当職員の災害対応能力の向上

→ [災害予防対策 I-1 総合的防災体制の整備 \(P33\)](#)

- 救援物資の集積・配送や帰宅困難者対策などにおいて、企業等の協力が円滑に得られるよう、関西広域連合・企業等間の協定締結をすすめる。

→ [災害予防対策 I-7 緊急物資確保体制の整備 \(P57\)](#)

[災害予防対策 I-11 帰宅困難者支援体制の整備 \(P66・67\)](#)

- 山間部と湾岸部を櫛の歯に結ぶ接続路を新たに広域緊急交通路として選定し、津波により沿岸部の緊急交通路が通行できない場合のリダンダンシーを確保する。また、物資輸送や帰宅困難者等の代替輸送のため、災害時に海上輸送を確保する仕組みを講じる。

→ [災害予防対策 I-5 緊急輸送体制の整備 \(P47\)](#)

- 府・市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域的处理体制の確立に努める。

→ [災害応急対策 I-3 広域応援等の要請受入れ \(P128\)](#)

→ [災害応急対策 III-2 廃棄物の処理 \(P235\)](#)

8. 大都市圏特有の災害リスクへの対応

- 帰宅困難者対策の普及・啓発、民間企業主体の駅周辺滞留者対策、道路・鉄道情報の共有と

提供の仕組みづくり、徒歩帰宅者支援の環境整備等、総合的に対策を実施。

→ [災害予防対策 I-11 帰宅困難者支援体制の整備 \(P66・67\)](#)

- 地下街において、津波や洪水による浸水から安全に確実に避難できるよう対策をすすめる。
(事業者等が避難確保計画を策定)

→ [災害予防対策 III-4 水害予防対策の推進 \(P101\)](#)

→ [災害予防対策 III-3 津波災害予防対策の推進 \(P99\)](#)

9. 被災者のニーズを踏まえた避難収容対策

- 大規模災害時には物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立ち、初期対応に十分な量を備蓄する。府・市町村が、備蓄すべき物資として、ボトル水・缶詰水等の飲料水、仮設風呂・シャワーを追加。

→ [災害予防対策 I-7 緊急物資確保体制の整備 \(P55・56\)](#)

- 応急仮設住宅の建設が可能な用地を円滑に確保できるよう、その事前把握等に努めるとともに、運営管理にあっては、被災者の安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成等に努める。

→ [災害予防対策 III-6 避難収容体制の整備 \(P54\)](#)

→ [災害応急対策 VII-3 応急仮設住宅の運営管理 \(P222\)](#)

- 避難所運営に際し、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める等生活環境への配慮を行うとともに、女性の参画の推進、女性や子育て家庭のニーズへの配慮に努める。

→ [災害応急対策 IV-2 避難所の開設・運営 \(P192・193\)](#)

10. 府民への災害知識の普及・防災教育の充実

- 過去の災害教訓・伝承の継承、強い揺れを感じたら迷わず迅速に避難する等の防災知識の普及、災害時に家族間連絡手段等の事前確認等の啓発、実践的な避難訓練等を通じた防災教育の充実を図るとともに、防災教育を学校にとどまらず、幅広い主体に対して展開。

→ [災害予防対策 II-1 防災意識の高揚 \(P71・72\)](#)

11. 地域住民による防災力向上の取組み促進

- 新たな津波ハザードマップの整備及び府民への周知、住民参加による防災マップづくり等、住民自ら災害リスク、避難所、避難経路等を知り、行動を考えることを通じた地域防災力向上の取組みを促進する。
- 防災関係機関・住民が連携した避難訓練等の実施と定着を図る。

→ [災害予防対策 II-1 自主防災体制の整備 \(P73\)](#)

その他の修正事項

総則

- 防災関係機関として、以下の2団体を追加（関西広域連合除く）
社団法人大阪府看護協会、大阪広域水道企業団 (→ P17・P18)

災害予防対策

- 大阪府防災・危機管理警戒体制の充実（大阪府防災・危機管理指令準備部の新設）(→ P25)
- 防災訓練の実施にあたり、訓練目的の明確化、被害想定の設定の上、実践的な訓練に努める。(→ P34)
- 基幹的広域防災拠点との連携による効果的な防災体制の構築 (→ P32)
- 地震の被害想定にあたっては、古文書等の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査などの科学的知見に基づく調査結果等を踏まえて実施。(→ P34)
- 市町村において被災者支援システムの導入に努める。(→ P36)
- 防災情報システムの充実、無線通信施設の整備 (→ P36・37)
- 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供 (→ P38)
- 災害応急対策にあたり、民間事業者から調達する必要のある車両について、あらかじめ輸送協定を締結の上、「緊急通行車両事前届出」を行い、迅速な車両調達を図る。(→ P49)
- 応急危険度判定士の派遣体制・都道府県相互支援体制の整備を図る (→ P53)
- 被災者に対する福祉サービスの継続、福祉避難所における介護・医療的ケア等の生活支援等、災害時要援護者支援体制の充実 (→ P64・65)
- 外国人に対する支援体制の整備 (→ P65)
- 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備 (→ P81)
- ため池等農業水利施設の防災機能の強化 (→ P82・83)
- 密集市街地の整備促進 (→ P83)
- 非構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層ビルにおける長周期地震動対策 (→ P84・P90・91)
- 下水道の災害予防対策 (→ P85)
- 土木構造物（農業用施設）の耐震対策の推進 (→ P91・92)

災害応急対策

- 大阪府防災・危機管理警戒体制の活動(大阪府防災・危機管理指令準備部の新設)(→ P119)
- 関西広域連合の組織動員配備体制 (→ P124)
- 気象予警報の伝達基準等の修正 (→ P133~153)
- 津波情報を災害広報の内容に追加 (→ P173)
- 救助・救急活動等に従事する職員に対する惨事ストレス対策 (→ P180)
- ライフラインの途絶・孤立状態の継続の場合、避難場所の設置・維持の適否を検討 (→ P192)
- 被災者ニーズの変化を踏まえた物資調達。扇風機、暖房器具、燃料等、被災地の実情を考慮した物資供給 (→ P220)
- 復旧・復興事業における暴力団排除の徹底 (→ P238)

災害復旧・復興対策

- 復興計画に作成における関西広域連合によるノウハウ提供・協力 (→ P301)